

平成 20 年度 建築士事務所協会との意見交換会 について
平成 20 年 11 月 28 日に建築士事務所協会と意見交換会を行いました。

内容を確認の特に以下に注意のうえ、業務を進めてください。

1. 設計変更の取扱いについて

監理事務所及び元設計事務所が行う変更作業について、ご理解ください。

2. 工事監理

現在の工事監理委託料算定基準は、耐震改修等に対応できているものではないため工事監理に際して監理日数と委託料の算定日数がかけはなれているようで、

- ・ 定例会議の頻度は、工事監理者(委託設計事務所)により提案してもらい、営繕課が了承する。(工期、工種、現場種類等で適切に工事が進めて行くことができる頻度)
- ・ 設備監理者の定例会議への出席は、建築監理者で可能な場合は求めない。

等の配慮をお願いします。

3. 耐震診断の診断回数について

鉄骨関係の診断回数について、記載内容を変更します。(最後のその他を確認しておいてください。)

課長

課長補佐

営繕計画担当

技術課長補佐

係 長

係 員

建築担当

技術課長補佐

係 員

設備担当

技術課長補佐

係 員

設備担当

技術課長補佐

平成20年度 「県との意見交換会」の議題（案）

1. 業務発注について

○営繕課説明会の時、県特記仕様の説明があり、ホームページに一太郎でデータがありますが、このデータを事務所協会で CAD データに作り変えて、協会員に配布してもよろしいでしょうか。

●営繕課回答

配布していただいて結構です。（実際に特記仕様を作成する場合は、不要な箇所の削除等が必要になることは、御理解ください。）

・特記仕様書に改正があった場合は、事務所協会に連絡する。

○検討課題になっておりました、委託業務のダンピング防止策、最低制限価格を設定する事に関してどうなっておりますか。

●営繕課回答

県土整備部全体に係る（土木のコンサルを含む）の制度の問題で、県土整備部として動く必要があります。なお、今年度は最低制限価格制度を導入する予定はありません。

・吉野川市は制定有り

2. 設計業務について

○建築関連の法改正により手間と時間が大変かかる様になってきましたが、その報酬の増額を御検討下さい。（省エネ法、バリアフリー法等）、又 各市町村に対しての指導もお願いしたい。

●営繕課回答

建築士法改正に伴い11月28日から業務報酬基準が改正されることにより、国交省営繕部では、改正後の基準にあった委託料算定基準の作成にあたっていると聞いています。

国交省から改訂された委託料算定基準が提示されれば、改訂された基準に沿って徳島県の委託料算定基準を改定していく予定としております。改正の算定基準には建築基準法改正関係の手続き等についても考慮されると聞いています。

○構造適合性判定取得に対する日時、費用負担が多くなった為、委託料の考慮をお願いしたい。

●営繕課回答

上記に同じ。

○設備が業務に入っている場合、設備設計料が元請けから設備設計に支払うウエイトが小さい物件ほど多くなると思います。そこで設備設計が必要な場合、別々に発注して頂きたい。それが出来ないのであれば、設備設計料はいくらで積算しているか明示してほしい。

●営繕課回答

上記に同じ。(官庁営繕部で積算基準は公開されており、そちらを参考にしてください。)

○設計業務の窓口は設計者側、受注者側とも一本化する事を今なお徹底してほしい。

●営繕課回答

例えば全ての内容を両者の建築担当を通じて仕事を進めることは、非常に効率が悪く困難です。

・業務範囲を超えて設備同士（県設備担当－委託設備協力事務所）で委託内容の変更はしないこと。

・委託要領書の委託内容を正確に記載し、工事内容がわかるようにする。

(設備工事1式→×)

3. 監理業務について

○営繕の工事監理業務で、意図しない追加工事があった場合、工事費の増額はあるが、委託料の増額は無い。監理業務での作業が膨大になるので委託費の増額を検討してほしい

●営繕課回答

・設計瑕疵によらない追加設計については、図面枚数による委託料の増額変更は可能と考えています。

・工事監理については、新たに工事監理する項目が発生した場合については、実際に監理した日・人により委託料の増額は可能と考えています。ただ、工法の変更や納まりの変更等については、変更の対象外とさせていただきたい。

また、設計に瑕疵があった場合については、監理をしていなくても変更設計をしていた場合も出てきますので、その場合は対応をお願いします。

・できるだけ早い時に考え方を整理し対応していきたいと考えています。

・当初設計に瑕疵があった場合の施工中の設計変更については元設計を行った業者が変更設計を行う。→委託要領書に記載必要

・監理委託の仕様書に、瑕疵の無い場合の設計変更については委託料の変更を行う旨の記載必要。

○県の工事監理業務に対する業務費用算定と実際に必要な監理業務費用との差が結果的に非常に大きい。

今までの監理業務の実績を調べて頂き、監理費用算定の再考または、業務内容の再検討をお願いしたい。

●営繕課回答

来年度は業務報酬基準の見直しによる委託料算定基準の改訂による見直しがあると思われます。「工期が長い場合」・「複数棟ある場合」・「耐震改修工事」等について調査を行い大きく差が出るような業務があれば改定の検討はしていく必要があると考えています。

4. 特殊建築物の定期報告（定期点検）について

○直接営繕課では無いのですが、特殊建築物の定期報告業務について、規定どおりとなるとかかなりの作業量及び、足場の 架設等が必要となる。又、換気量・風量測定等機械類の備えも必要となり相当の経費がかかり、建物管理者からは、罰則が無いならもう提出しないとまで言われた。これについて県はどう考えておられるか。

●営繕課回答

今年度までは、平成18年度に営繕課において作成した委託料算定基準（事務所協会説明済み）により、委託料を算定しておりましたが、現在設備の点検項目についての必要人数を想定し、今年度中に算定基準を改定すべく作業を行っています。また、今年度から、点検結果については営繕課に対して報告するよう建物を管理している主管課に依頼しているところです。また、外壁についての異常が出た場合は、主管課に対し状況に応じて全面打診又は外壁改修の必要性について指導していきたいと考えています。（国交省から全面打診等については、3年以内に行えばよい旨の通知があった。）

・委託要領書作成にあたり設備の点検項目を確認する必要がある。（営繕課にて委託要領書は作成しないといけない。設備担当で点検項目を確認し委託要領書に記載する）

・営繕課において対象施設を把握する必要有り。

○定期点検については、各所管課、各施設よりそれぞれ個別に発注するのではなく、営繕課で取りまとめて発注して頂きたい。

これは今年的大幅な改正により、業務費用の算出には原設計図が必要になる為です。

●営繕課回答

定期点検については、管理行為の一部と考えているため、営繕課において発注することは考えておりません。（他県の状況を見ても同様です。）

営繕課は、「委託料算定」、「報告書の解析」等により主管課を指導していきたいと考えています。

なお、施設管理を営繕課が行うことについては、組織体制の大幅な見直しが必要となってきます。

4. その他

○工事監理中の設計変更等については国（国土交通省等）は元設計者が変更設計を行う事となっているが、同様に考えてよろしいですか。

●営繕課回答

監理業務の1で回答したとおり、設計に瑕疵がある場合は元設計者の責任で変更設計を行っていただく必要があると考えますが、瑕疵によらない場合は、監理委託業務により有償により変更設計をお願いすることとなります。

5. 別添（前年度までの検討事項）

○最低制限価格の設定は検討されているのか教えて欲しい。（H18）

●営繕課回答

業務発注の2と同じ。

○設計変更に伴う減額工事に関しては設計図書及び図面の変更があるので、監理経費上は増額とかがえてほしい。（H18）

●営繕課回答

監理業務の1と同じ。

○監理業務の人工数の考え方について、県として委託金額を算出する時に総括、建築、設備の各担当者の人工数をどの程度想定しているか指示してほしい。

特に耐震改修工事は工期が長く、毎週の定例会に出席するだけで予定人工数を超えてしまう。（H19）

●営繕課回答

監理業務の2と同じ。

（定例会議の開催頻度については、各施設により「請負業者間での打ち合わせ」「管理者との打ち合わせ」などを顧慮して決めればよいと考えています。（毎週する必要のない施設も多い）

●その他

・鉄骨及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨増の場合の診断次数の記載について

現在 RC は 2 次、鉄骨造が含まれていれば 3 次と記載しているが、鉄骨関係の診断については 1 ～ 3 次の区別がないため、3 次と記載するのはおかしいため、鉄筋コンクリート造の場合は、

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」による 2 次診断基準による鉄骨造の場合は、

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準及び同解説」による学校の体育館（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造）の場合は、

「屋内運動場等の耐震性能診断基準」によることとなる。

よって、鉄筋コンクリート造：2 次、

鉄骨造：既鉄基

体育館（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造）の場合は：屋運基(RC 部は 2 次)

※既鉄基：「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準及び同解説」

屋運基：「屋内運動場等の耐震性能診断基準」

と記載してください。

※については、棟別診断内容・試験箇所数等一覧表の下段に記載する必要がある。